「青森県・六戸町」連携融資制度

六戸町では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に信用保証料の補助を行います。

◆1. 六戸町内で創業する方

◎対　象　者	青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱２(1)（創業する事業）に該当する方のうち、新たに事業を開始しようとする方、又は事業を開始して１年に満たない方で、次のいずれにも該当する方。 ①個人にあっては、町内に住所を有する方であって町内で営業を開始する方。 法人にあっては、町内に法人登録をした事業者であって、町内で営業を開始する事業者。 ②町税等の滞納がない方。
◎補助対象融資額	1,000 万円以内
◎補助対象期間	7 年以内（据置き 1 年以内）
◎補　助　内　容	県による信用保証料の 30%補給後の信用保証料を全額補助

◆2. 県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に属する事業を行う方

◎対　象　者	青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱２(2)（県重点推進分野に属する事業）に該当する方のうち、次のいずれにも該当する方。 ①個人にあっては、町内に住所を有する方であって町内で営業を開始する方。 法人にあっては、町内に法人登録をした事業者であって、町内で営業を開始する事業者。 ②町税等の滞納がない方。
◎補助対象融資額	1,000 万円以内
◎補助対象期間	7 年以内（据置き 1 年以内）
◎補　助　内　容	県による信用保証料の 30%補給後の信用保証料を全額補助

◆3. 法令等に基づく認定又は国や県等による補助等の採択を受けた事業を行う方

◎対　象　者	青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱２(4)（法令等に基づく認定又は国や県等による補助等採択事業）に該当する方のうち、次のいずれにも該当する方。 ①個人にあっては、町内に住所を有する方であって町内で営業を開始する方。 法人にあっては、町内に法人登録をした事業者であって、町内で営業を開始する事業者。 ②町税等の滞納がない方。
◎補助対象融資額	1,000 万円以内
◎補助対象期間	7 年以内（据置き 1 年以内）
◎補　助　内　容	県による信用保証料の 30%補給後の信用保証料を全額補助

◆4. 新分野へ進出する方

◎対　象　者	青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱２(5)（新分野進出）に該当する方のうち、次のいずれにも該当する方。 ①個人にあっては、町内に住所を有する方であって町内で営業を開始する方。 法人にあっては、町内に法人登録をした事業者であって、町内で営業を開始する事業者。 ②町税等の滞納がない方。
◎補助対象融資額	1,000 万円以内
◎補助対象期間	7 年以内（据置き 1 年以内）
◎補　助　内　容	県による信用保証料の 30%補給後の信用保証料を全額補助

◆5. 新商品、新役務又は新技術等の開発及び事業化を考えている方

◎対　象　者	青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱２(6)（新商品、新役務又は新技術等の開発及び事業化）に該当する方のうち、次のいずれにも該当する方。 ①個人にあっては、町内に住所を有する方であって町内で営業を開始する方。 法人にあっては、町内に法人登録をした事業者であって、町内で営業を開始する事業者。 ②町税等の滞納がない方。
◎補助対象融資額	1,000 万円以内
◎補助対象期間	7 年以内（据置き 1 年以内）
◎補　助　内　容	県による信用保証料の 30%補給後の信用保証料を全額補助

◆6. 再生可能エネルギー発電設備の導入に係る事業を行う方

◎対　象　者	青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱（以下「県要綱」という。）２(7)～(8)（再生可能エネルギー発電設備の導入に係る事業）に該当する方のうち、次のいずれにも該当する方。 ①個人にあっては、町内に住所を有する方であって町内で営業を開始する方。 法人にあっては、町内に法人登録をした事業者であって、町内で営業を開始する事業者。 ②町税等の滞納がない方。
◎補助対象融資額	1,000 万円以内
◎補助対象期間	7 年以内（据置き 1 年以内）
◎補　助　内　容	県による信用保証料の 30%補給後の信用保証料を全額補助 （ただし、県要綱(7)～(8)の太陽光発電設備の導入に係る事業は補給対象外とする。）

◆7. 売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている方

◎対　象　者	青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱２(2)（経営安定枠）①に該当し、町内で 1 年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれにも該当する方。 ①最近 3 か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益が過去 3 か年のいずれかの年の同時期と比較して 10%以上減少している方。 ②町内に住所を有する方、又は町内に法人登録をした事業者。 ③町税等の滞納がない方。
◎補助対象融資額	1,250 万円以内
◎補助対象期間	7 年以内（据置き 6 か月以内）
◎補　助　内　容	信用保証料を全額補助

◆8. 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている方

◎対　象　者	青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱２(3)（災害枠）①に該当し、次のいずれにも該当する方。 ①令和２年３月 11 日付けで県が指定した「令和２年新型コロナウイルス感染症」により融資を受けた中小事業者で、セーフティネット保証４号、同５号又は危機関連保証のいずれかの保証制度を適用された方。 ②町内に住所を有する方、又は町内に法人登録をした事業者。 ③町税等の滞納がない方。
◎補助対象融資額	1,250 万円以内
◎補助対象期間	10 年以内（据置き 24 か月以内）
◎補　助　内　容	県による信用保証料の 30%補給後の信用保証料を全額補助

◆9. 一般的な事業資金を必要としている方

◎対　　象　　者	青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱２（1）（事業活動枠）に該当する方のうち町内に住所を有する方、又は町内に法人登録をした事業者であり、町税等の滞納がない方。
◎補助対象融資額	2,000 万円以内
◎補助対象期間	10 年以内（据置き 1 年以内）
◎補　助　内　容	信用保証料を全額補助

◎上記補助の対象となる融資の実行期間　令和３年４月１日～令和４年３月３１日
◎予算の都合により、上記補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県特別保証融資制度を利用することは可能です。

＜お問い合わせ先＞
〇信用保証料補助に関すること　…　六戸町まちづくり推進課　電話 0176-55-2411
〇青森県特別保証融資制度に関すること　…　青森県商工政策課　電話 017-734-9368

＜連携融資制度に関するＱ＆Ａ＞

「1～6の連携メニュー」について

Ｑ１．希望融資額が１０００万円を超える場合または融資期間が７年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

Ａ１．信用保証料の補助対象となる融資は「融資額１０００万円以内かつ融資期間７年（うち据置期間１年以内）」に限られます。ただし、例えば、融資額１５００万円（融資期間７年）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる１０００万円の融資と補助対象外の５００万円の融資の２口に分けることで、当該１０００万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Ｑ2．六戸町内に本社又は主たる事務所（個人の場合は住所）がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

Ａ2．青森県「選ばれる青森」への挑戦資金を活用する場合、信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）は六戸町にあっても、町外の事業所に係る経費は原則として対象になりません。

「7～9の連携メニュー」について

Ｑ3．希望融資額が１２５０万円（２０００万円）を超える場合または融資期間が７年（１０年）を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

Ａ3．上記Ｑ1と同様の取扱いになります。

Ｑ4．六戸町内に住所がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

Ａ4．青森県経営安定化サポート資金及び青森県事業活動応援資金を活用する場合、信用保証料の補助対象となる融資は、町内に本店の住所を置く事業所であれば対象となります。本店の登記（個人の場合は住所）が六戸町にあれば、町外の事業所に係る経費であっても制限はありません。

連携融資制度の利用手続きについて

Ｑ5．連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

Ａ5．青森県特別保証融資制度の取扱金融機関の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料等の補助対象者であることを確認できる書類（町税の納付を証明する書類や法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。